

鳥取県教育委員会告示第6号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第26条第4項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第6項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体	解除年月日
三朝の大綱引き	東伯郡三朝町三朝	三朝区ジンショ保存会	平成21年3月11日